

平成25年度第3回 定例記者会見の説明内容

○会見資料1ページ（市議会定例会の日程）

平成25年12月香取市議会定例会は、12月3日（火）午後1時から開会いたします。
会期は、12月20日（金）までの18日間の予定です。

○2ページ（提案する案件）

今定例会に提案する案件は、補正予算関係では、「平成25年度香取市一般会計や特別会計」など4議案、条例案件及び規約改正に関する協議案件では、「香取市風致地区条例の制定について」など8議案、工事請負契約の締結案件が1議案、専決処分した補正予算案件が2議案、合計15議案です。

また、人権擁護委員の候補者の推薦に係る諮問案件が1件あります。

○3～6ページ（補正予算の概要）

今期の一般会計補正予算は、4億2,836万2千円の追加で、補正後の総額は346億9,431万9千円となります。

また、特別会計を含めた合計では、5億5,892万4千円の追加で、全会計の予算総額は、591億9,542万1千円となります。

（4ページ）一般会計の主な内容として、

まず、繰越明許費の設定は事業内容の調整等により、年度内の完了が困難となった4事業、予定額の計として1億9,956万円を翌年度へ繰り越して執行いたします。

次に、債務負担行為の追加は次年度早々の予算執行及び次年度にまたがる契約を行うため、教育施設に係る空調設備や屋内運動場の天井等落下防止対策事業の設計業務等、8事業、合計で9,119万7千円を追加いたします。

地方債の変更及び廃止は事業費の変更に伴い、3件で1,890万円を増額するほか、国の『元気臨時交付金』を活用するため、9件で1億5,010万円の廃止を行うこととしております。

なお、『地域の元気臨時交付金』の内示を受けて、今回の補正予算により、対象事業に係る財源の振り替えを行っておりますが、当該内示額及び香取市の活用方法等につきましては、資料の6ページに掲載しております。

(4 ページ後段)

No. 1 財政調整基金及び減債基金への積立ですが、農業集落排水事業の災害復旧費の確定に伴い、特別会計から財源の一時立替え分が返還されたため、財政調整基金へ1億508万7千円を、また、現在、耐震改修等の大規模な施設整備を行っているため、今後の市債償還額が増えていくことに対処するため、減債基金へ2億円を積立てるものであります。

No. 3 公的介護施設等整備費補助金 162万円の追加は、市内の「グループホームあすなろ」から、スプリンクラーの整備を行う旨届け出があったため、当該所要額を補助するものです。

No. 5 土地改良事業補助金 1,602万5千円の追加は、3か所の土地改良区において、事業の新規採択や増加分に対応するもので、特に、両総土地改良区の森戸地区については、圃場の拡大等に新たに取り組むため、事前の調査計画作成費に対し、市の単独補助金として、2分の1の450万円を助成します。

No. 6 商店街環境整備補助事業のうち、佐原信販の行っているポイントカードのシステム更新に当たり、国補助金(2/3)の採択をふまえ、事業者負担の半分、6分の1を上乗せで補助することとし、660万2千円を計上しました。

(5 ページ)

No. 8 街並み環境整備における増額は、小公園の整備を行うに当たり、現在、駐車場となっている敷地の購入費1,600万円等を計上するものです。家並の連続性、人溜まりスペースの確保、当エリアの魅力の更なる充実に向けて、今後、幅広い活用方法を具体的に検討し、整備することとしております。

No. 9 災害関連の土砂等撤去事業補助金につきましては、去る10月15日から16日に及ぶ台風26号の到来により、香取市においても、住居等の生活に欠かせない部分へ、がけ崩れ等による土砂等の流入が数多く発生しました。道路や公共施設以外の私有地については、これまで、急傾斜地等の特段の指定が無い限り、公共の手を入れることはしておりませんでした。今回の災害から、市民自らが共助等により、市民生活に影響が及ぶ土砂等の撤去を行った場合に対し、市単独の補助金を創設し、費用の一部を支援するものです。

No. 12 庁舎外構復旧工事の設計業務については、測量等事前段階における県道、市道との調整等に時間を要し、来年度に工期がまたがるため、当該予算を減額し、債務負担行為により予算執行を行うこととしました。

○7～8ページ（専決処分した補正予算の概要）

去る10月16日付けで専決処分をした、一般会計補正予算（第5号）については、台風26号の到来に伴う災害対応分の補正予算であり、総額で6億217万5千円を追加し、補正後の総額を342億6,595万7千円とするものです。

主な内容は、災害救助費に845万5千円、災害対策費に1,334万1千円、災害復旧費には、道路等の復旧に3億3,316万4千円、農道等の復旧に1億220万円、

（8ページ）教育施設等の復旧に8,819万3千円など、5億8,037万9千円を計上しました。

なお、補助金や市債等の特定財源を除く一般財源は2億3,626万3千円となりますが、その全額を財政調整基金からの繰入れにより対応しております。

次に、11月6日付けで専決処分をした簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

しゅすいせい

は、栗源地区の中央浄水場1号取水井において、井戸管の破損等が発生したため、早急に改良工事を実施する必要があるため、資本的支出に当該工事費1,758万7千円を、資本的収入に当該工事費に充てる企業債1,750万円を追加したものです。

○条例案の概要（2ページ）

議案第5号「香取市風致地区条例の制定について」の案件は、地域主権第2次一括法の施行に伴い、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が改正され、10ha以上の風致地区に関する事務の権限が県から市へ移譲されることになったことから、必要な事項を条例で定めるものです。

議案第6号「香取市税条例の一部を改正する条例の制定について」及び

議案第7号「香取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の案件は、いずれも地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

主な改正内容は、市民税において、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法を見直すとともに、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る市民税及び国民健康保険税の課税の特例を拡充するものです。

議案第8号「香取市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、

議案第9号の「香取市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」及び

議案第10号の「香取市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」の3案件は、いずれも平成26年4月から消費税率が、これまでの5%から8%に引き上げ

られることに伴い、料金及び使用料等の改定を行うものです。

議案第11号「香取市住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の案件は、災害公営住宅の建設に伴い、名称を「岩ヶ崎住宅」として、当該住宅を追加するとともに、東日本大震災及び原子力発電所の事故の被災者について、市営住宅の入居者資格を緩和するものであります。

議案第12号「東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」の案件は、香取市火葬場（おみがわ聖苑）における霊柩自動車事業を今年度末限りで廃止しようとしており、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約中、霊柩自動車の使用に関する事務を削除することについて、東庄町と協議するに当たり、議会の議決を求めるものです。

議案第13号「工事請負契約の締結について」の案件は、佐原文化会館耐震補強・大規模改修工事について、一般競争入札を行った結果、香取市佐原口2097番地38 石井工業株式会社が、4億8,163万5千円で落札しましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものです。

なお、工事の完成は、平成26年12月を予定しています。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」の案件は、平成26年3月31日をもって任期満了となります 田中りょうきょう

量教氏を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものです。